

平成 28 年 12 月 16 日 条例第 45 号

春日部市立図書館運営審議会条例

(設置)

第 1 条 春日部市立図書館（以下「図書館」という。）の円滑な運営を図るため、春日部市立図書館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、春日部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、図書館の運営に関する事項を調査審議する。

2 審議会は、図書館の運営に関する事項について、教育委員会に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 7 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募に応じた市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育部社会教育課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(春日部市立図書館協議会条例の廃止)

2 春日部市立図書館協議会条例（平成17年条例第184号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例第2条第2項の規定により委嘱されている春日部市立図書館協議会委員は、この条例の施行の日、第3条第2項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成30年7月31日までとする。

(春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第1条関係）				別表第1（第1条関係）			
職名		報酬		職名		報酬	
市立図書館運営審議会委員		日額	5,200円	市立図書館協議会委員		日額	5,200円